

秋田県公報

目 次

ページ

告示
 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(二四四・福祉)

政策課	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定(二四五・福祉政策課)	1
○保安林の指定の予定(二四六・水と緑の森づくり課)	1
○保安林予定森林の指定通知(二四七・水と緑の森づくり課)	2
○基本測量実施の通知(二四八・建設管理課)	2
公告	2
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	2
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	3
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(由利地域振興局農林部)	3

告 示

秋田県告示第二百四十四号
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月十九日
 秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
根岸町調剤薬局	クオール株式会社 代表取締役	横手市根岸町八一三十五	調剤薬局	平成二十一年四月三十日

秋田県告示第二百四十五号
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第百

四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月十九日
 秋田県知事 佐竹 敬久

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指定年月日
小松谷 哲平	はり・灸・マッサージ駒形治療院	湯沢市駒形町字八面村尻八十四一	あん摩マッサージ指圧	平成二十一年四月二十五日

秋田県告示第二百四十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年五月十九日
 秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林指定面積	指 定 施 業 要 件
			立木の伐採の方法

山本郡三種町鯉川字上谷地五番地 田中 常雄

〃 〃 天瀬川字水ノ目八番地 小玉 廣司

〃 〃 鹿渡字石田三十八番地一 兒玉 敏和

三 退任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鹿渡字浜村下二十四番地 川田 耕司

〃 〃 〃 字猿田ヒケノ沢五十一番地 工藤 銈悦

〃 〃 〃 鯉川字鯉川十七番地 藤原 勲

就任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鹿渡字浜村下二十四番地 川田 耕司

〃 〃 〃 字猿田ヒケノ沢五十一番地 工藤 銈悦

〃 〃 〃 鯉川字鯉川十七番地 藤原 勲

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請のあつた定款変更について、平成二十一年五月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、由利本荘市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次とおり縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(中館地区基盤整備促進事業)計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成二十一年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧場所 由利本荘市役所

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄